

障害者虐待を防止しよう！

10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する障害者虐待防止法（通称：障害者虐待防止法）」が施行されます。

この法律は、虐待によって障害のある人の権利や尊厳が脅かされることを防ぐ法律です。虐待は絶対にあってはならないことですが、虐待と気付かないまま起きている恐れもあります。

○障害のある人の虐待は

- ・特定の人や家庭で起こるものではなく、どこでも起こりうる身近な問題です。
- ・虐待をしている人に、虐待をしている認識がない場合があります。
- ・虐待を受けている人が虐待であると認識できない、被害を訴えることができない場合があります。

○こんなことが虐待になります

身体的虐待	暴力や体罰により身体に傷やあざ、痛みを与える行為
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること
放棄・放任	身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないなど、生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと

性的虐待	性的な行為やその強要
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

○虐待に気付いたら

障害のある人が家族、施設などの職員、事業主などから虐待を受けていることに気付いたら、ひとりで抱え込まないで速やかに下記相談窓口へ通報してください。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている人だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。障害のある人の安定した生活や社会参加を助けるために、虐待の防止にご協力ください。

【相談窓口】

～虐待についてのご相談及び通報はこちらへ～

ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内）

☎ 893-3810

FAX 893-1101

（FAXは月～金曜日8:30～17:15受付（年末年始・祝日除く。））

※通報をした方の秘密は守られます

後期高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を行っています

▶ 助成期間 平成25年3月31日まで

▶ 対象者 接種日当日に町に住民登録されている方で後期高齢者医療被保険者、又は75歳以上の被保護者の方

▶ 助成額 ワクチン接種に要する費用のうち2,000円を超える額を助成します（2,000円の自己負担で接種できます。）

▶ 助成回数 一人につき生涯1回のみ

▶ 助成の流れ

1. 接種を希望する本人（又はその家族や代理人）がほけん福祉課、吾北住民福祉課、本川住民福祉課のいずれかで助成の申請をしてください。
2. 予診票と注意事項、契約医療機関一覧をお渡しします。
3. その予診票を使用して、町と契約している医療機関で接種してください。

▶ 助成に必要なもの

後期高齢者医療被保険証など（後期高齢者と確認できるもの）

▶ 肺炎球菌性肺炎とワクチンの効果や副反応について

肺炎は、日本人の死亡原因の第4位で75歳以上では肺炎による死亡率は急激に増加します。肺炎球菌による肺炎は、成人の肺炎の5分の1～4分の1を占め、特に高齢者では、肺炎球菌が肺炎の原因菌の第1位を占めています。

肺炎球菌には80種類以上の型があり、肺炎球菌ワクチンを接種することで、23種類の肺炎球菌の型に免疫をつけることができます。

ワクチンの効果は5年以上持続しますが、免疫力は時間の経過とともに低下し、高齢者や呼吸器・循環器に基礎疾患を有する人では特に低下しやすいといわれています。しかし、副反応が強く発現することがあり、初回接種から接種後5年を経過していないと再接種できません。

副反応として、局所の疼痛、熱感、腫脹、発赤が5%以上認められます。また、筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、頭痛、発熱がみられることがありますが、いずれも軽度で2～3日で消失します。

▶ 助成期間中に接種できなかった方について

接種できなかった場合の費用は対象者の自己負担となります。

接種できなかったときの予診票を持参して、ほけん福祉課又は吾北総合支所住民福祉課、本川総合支所住民福祉課のいずれかで、新しい予診票と交換してください。

▶ 問い合わせ

ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内）

☎ 893-3811

吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2312

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2114